

診療報酬適用のご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび厚生労働省保険局医療課長通知（平成 19 年 3 月 30 日保医発第 0330002 号）により、診療報酬収載の通知がございましたのでご案内申し上げます。

今後とも宜しくお願い申し上げます。

敬 具

2007 年 4 月

◆新たに検査料算定可能となった項目（平成 19 年 4 月 1 日より適用）

検査項目名	実施料	区分	判断料	備考
抗シトルリン化ペプチド抗体精密測定	210 点	「D014」 自己抗体検査の 15	144 点 免疫学	下記参照

ア 抗シトルリン化ペプチド抗体精密測定は、区分「D014」自己抗体検査の「15」の IgG 型リウマチ因子精密測定に準じて算定できる。

イ 抗シトルリン化ペプチド抗体精密測定は、診察、リウマチ因子測定、画像診断等の結果から、関節リウマチと確定診断できない者に対して診断の補助として検査を行った場合に、原則として 1 回を限度として算定する。ただし、当該検査結果が陰性の場合においては、3 月に 1 回に限り算定できる。なお、当該検査を 2 回以上算定するに当たっては、検査値を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

ウ 抗シトルリン化ペプチド抗体精密測定、区分「D014」自己抗体検査の「15」の IgG 型リウマチ因子精密測定、同区分「11」の C1q 結合免疫複合体精密測定、同区分「15」の C3d 結合免疫複合体精密測定、同区分「14」のモノクローナル RF 結合免疫複合体精密測定、同区分「9」の抗ガラクトース欠損 IgG 抗体精密測定及び同区分「9」のマトリックスメタロプロテイナーゼ-3 (MMP-3) 精密測定のうち 2 項目以上を併せて実施した場合には、主たるもの 1 つに限り算定する。

お問い合わせは最寄りの営業所または、
本社・研究所にお願いいたします。

SMS 株式会社 **昭和メディカルサイエンス**
本社・研究所：東京都町田市鶴間 5 4 1 番地 2
TEL 042 (795) 6000